

裾野駅西地区まちづくりニュース

編集・発行：裾野市建設部区画整理課 裾野駅西地区整備事務所
〒410-1118 裾野市佐野1068番の2 TEL 055-994-1274 FAX 055-994-1279

<http://www.city.susono.shizuoka.jp/>

審議会委員選挙特集②

選挙人名簿を縦覧します

市では、選挙公告から20日を経過した6月4日を基準日として、土地区画整理審議会委員選挙における選挙人名簿を作成しています。名簿には、基準日時点での法務局に登録されている土地所有者と借地権者、そして基準日までに市に申告を済ませた未登記の借地権者の住所・氏名・性別・生年月日が記載されることとなります。また法人の場合には、その名称と主たる事務所の所在地が名簿に記載されることとなります。

この名簿は、土地区画整理法施行令第21条の規定により、2週間、縦覧ができます。

選挙人名簿の縦覧

縦覧期間 平成25年6月28日(金)から
平成25年7月11日(木)まで
※土日も縦覧できます
縦覧時間 午前8時30分から
午後5時15分まで
縦覧場所 裾野市役所 建設部 区画整理課
(裾野駅西地区整備事務所)

縦覧会場には市職員がおります。ご質問等がございましたらお気軽にお尋ね下さい。

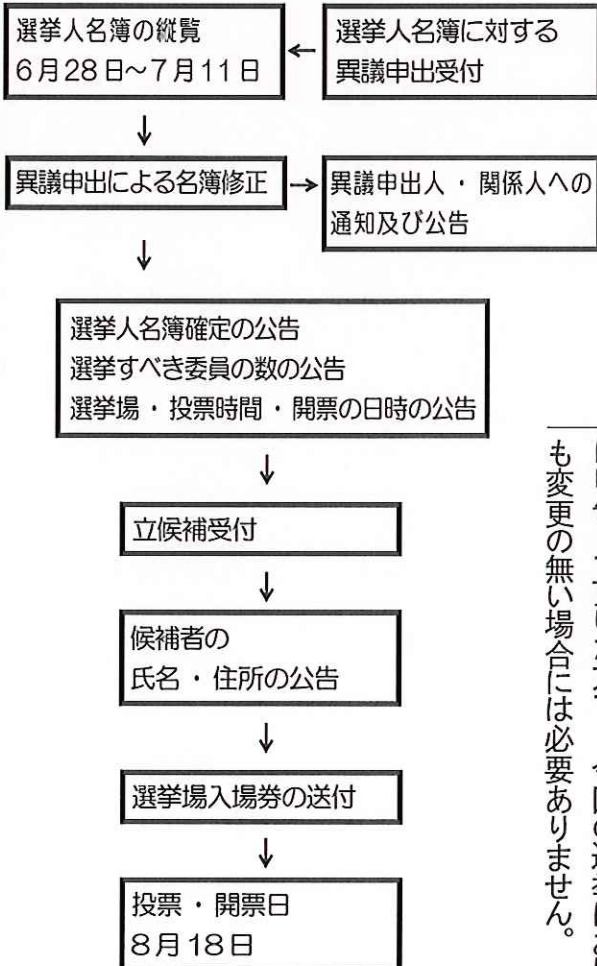
選挙人名簿に対する異議申出

名簿作成基準日(6月4日)現在の土地所有者または借地権者で選挙権を有する方は、縦覧に供された選挙人名簿に記載漏れまたは誤りがある場合、縦覧期間内に文書で異議を申し出ることができます。市では、この申出が正当であるか否かを2週間以内に判断し、正当であると判断した場合に、名簿を修正し、申出人・関係人にその旨を通知し、これを公告することになります。

立候補届出用紙の配布

立候補の届出書類については、6月28日より区画整理課(裾野駅西地区整備事務所)に備え付けを開始します。立候補の届出については次号に掲載致します。

審議会委員選挙 作業手順



選挙を行う上で必要となる届出

前号には選挙権・被選挙権を行使するためには届出が必要となる場合について記載しています。そのうち、次の届出について引続き受付を行っています。

2人以上で土地の所有権または借地権を有している場合、被選挙権(立候補)を行使する場合は縦覧期間満了日(7月11日)までに、選挙権を行使する場合は選挙当日(8月18日)までに代表者の届出を済ます必要があります。

土地の所有者が既に亡くなっているが、相続の手続きが済んでいない場合、縦覧期間満了日(7月11日)までに代表者の届出を済ます必要があります。

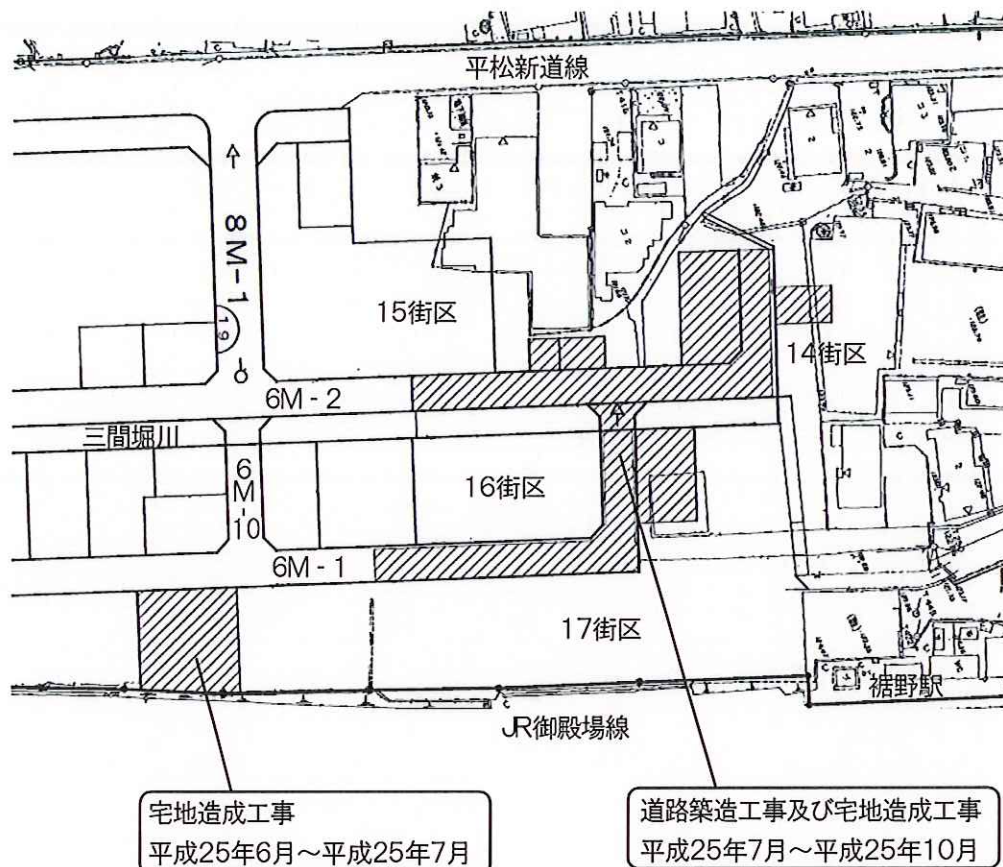
尚、いずれの手続きも前回までの選挙時に申告して頂いた方で、今回の選挙においても変更の無い場合には必要ありません。

平成25年度工事施工箇所のお知らせ

14～17街区周辺

14～17街区の本年度工事につきましては、左図の箇所にて道路築造工事及び宅地造成工事を行う予定です。

14～17街区周辺図



10・11街区周辺

10・11街区の本年度工事につきましては、左図の箇所にて道路築造工事及び宅地造成工事を行う予定です。裾野駅西地区まちづくりコース149号よりお知らせしている通り、市道1151号線の一部(仮設道路設置箇所含む)は平成25年7月以降、全面通行止めとなります。詳細につきましては別途工事のお知らせを回覧いたします。周辺にお住まいの皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

10・11街区周辺図

